

（仮称）北広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
 主な内容（案）

【放課後児童健全育成事業とは】

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

【省令の概要】

項目	基準の別	内容
対象	参	小学校に就学していて、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童
専用区画の面積	参	おおむね1.65㎡/1人
放課後児童支援員（＝指導員）の資格	従	（1）保育士 （2）社会福祉士 （3）高校卒業者等で、2年以上児童福祉事業に従事したもの （4）教員 （5）社会福祉主事 （6）大学または大学院で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科等または相当する課程を修めて卒業した者等 （7）高校卒業者等で、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、市長が適当と認めたもの
集団の規模	参	ひとつの支援の単位を構成する児童数は、おおむね40人以下
支援員の配置	従	支援の単位ごとに2人以上 *うち1人は補助員でもよい。 *児童数が20人未満の事業所は、支援員のうち1人（または補助員）が同一敷地内のほかの事務所に従事していてもよい。
開所時間	参	（1）学校休業日 8時間以上/日 （2）平日 3時間以上/日
開所日数	参	250日以上/年
運営規程	参	事業所ごとに運営規程を定めることを義務付ける。 *内容＝目的及び運営方針、職員の職種・員数・職務、開所日・時間、利用料、定員、実施地域、緊急時の対応、非常災害対策など
その他	参	災害対応設備の設置、災害対応計画策定の義務付け 虐待等の禁止 衛生管理の徹底 秘密保持の厳守 苦情対応窓口の設置 など

* 基準の別 「従」...従うべき基準、「参」...参酌すべき基準

【条例で定める基準の基本的な考え方】

省令と異なる基準とすべき地域特性などがないため、基本的には省令どおりの内容とします。

施設の設置者はその運営にあたって、暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有してはならないことを、独自の基準として追加します。